

第5回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について～

平成26年1月20日(月)

特定契約の申込みに対する応諾義務の見直し

- 今般の電気事業法改正に伴う制度変更では、固定価格買取制度における特定契約の応諾義務者は、現行制度における整理と同様（ ）、小売電気事業者とすることを基本としたい。 現行制度では、電気の使用者に電気を直接供給する事業者（すなわち電力料金を直接徴収する事業者）に着目し、買取義務者として一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を位置づけている。
- 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を実現するためには、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用が不可欠。本法の施行から、まだ短い期間しか経過していないことを踏まえ、現行制度の大枠を変更することなく制度を運用していくため、現行制度にできる限り近い整理とすることとした。
- 現在と同様、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大が実現するよう固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用が可能となるよう具体的な制度整備を進める。

【基本的なスキーム(案)】

